

就労意欲喚起等支援事業プロポーザル 参加者募集要項

京都市保健福祉局
生活福祉部生活福祉課

京都市では、生活保護を受給している被保護者及び現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者（以下、「被保護者等」という。）を対象に、個々の被保護者等の職歴や生活歴等を丁寧に把握し、きめ細かな相談を実施することで求職活動を支援するとともに、この相談を通じて、被保護者等の意向、能力及びレベルを見極め、被保護者等一人一人に応じた求職開拓や職業マッチングを図る「就労意欲喚起等支援事業」を実施しています。

本事業は、生活能力が低い方や就労歴が乏しい方で、繰り返し求職活動を行っても採用されず、就労意欲そのものが減退してしまっているなど、就労に向けた課題をより多く抱えた被保護者等に対して、就労による自立を目指し実施するものです。

1 業務内容の概要

- (1) 名称 就労意欲喚起等支援事業
- (2) 内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 委託期間 令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

2 予定価格の上限等

137,348,000円※（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ キャリアカウンセラー業務、求人開拓業務、営業交通費等を含む。

事務経費等については、業務に必要な机、椅子等の物品は委託者で準備するが、有償貸与契約を別途、締結することとする。

なお、インターネット環境については、独自の環境を構築すること。電話回線については本市が設置した専用回線を使用し、使用料については受託者が負担すること。

3 応募資格

応募資格については、(1)又は(2)に該当し、かつ(3)及び(4)を満たしている者であること。

- (1) 令和2年1月31日時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録している者又は令和2年4月1日時点で登録されている者（京都市競争指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと）

- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる要件を全て満たす者
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - エ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
 - オ 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (4) 業務委託開始時において京都市内に事業所を有していること。

4 参加申請

- (1) 申請期限 令和2年1月31日（金）午後5時まで
- (2) 申請場所 〒604-8091
京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1
中信御池ビル3階 京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課
電話 (075) 251-1175
- (3) 申請方法 参加申請書（別紙1）を申請場所へ持参すること。申請書は、令和2年1月10日以降、上記申請場所で交付又は京都市ホームページ上からもダウンロード可能
- (4) 必要書類
- ア プロポーザル参加申請書（別紙1）
 - イ 2017年4月1日以降におけるキャリアカウンセラー業務、求人開拓業務の受託実績が分かるもの（別紙2）
なお、業務の概要欄に、どのような者を対象にした事業か詳細に記載すること。
 - ウ 有料職業紹介事業許可証の写し
 - エ 会社概要
 - オ I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）または、Pマーク登録証を取得している場合はその写し
 - カ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3箇月以内に発行）
※写し不可
 - キ 使用印鑑届
 - ク 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ケ 市町村民税、固定資産税ならびに事業所税の納税証明書

(提出日前3箇月以内に発行：写し可。法人にあつては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。)

コ 水道料金及び下水道料金の納付証明書

(提出日前3箇月以内に発行：写し可。法人にあつては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。)

※ ただし、3応募資格(1)の令和2年1月31日時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録している者に該当するものは、カ以下を省略できるものとする。

5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

- (1) 受付期限 令和2年1月17日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 受付場所 4(2)と同じ。
- (3) 質問方法 電子メール(chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp)又は持参(様式自由の書面)による。
- (4) 回 答 令和2年1月24日(金)までにホームページ上で回答を行う。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和2年2月14日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所 4(2)と同じ。
- (3) 提出資料 企画提案書と見積書(各10部※)
※うち、原本は1部で構わない。
- (4) 提出方法 持参のみ。
- (5) 提案事項

『「就労意欲喚起等支援事業業務委託」に関するプロポーザル企画提案書等作成要領』(別紙3)を参考のこと。

※ 4(1)の申請期限までに参加申請を行わなかった者の企画提案書は受理しない。

※ 「4 参加申請」を受理した者のうち、6(1)提出期限までに企画書が提出されない場合は、辞退したものとみなし、参加申請の受付を取り消す。

7 受託候補者の選定方法

- (1) 受託候補者の選定
選定は「就労意欲喚起等支援事業業務受託者選定委員会」において実施する。

提案書の提出者（以下、「提案者」という。）からの提出書類及びプレゼンテーションに基づき、本事業をより適切に遂行する能力等を審査して、委託業務の仕様の確定後における契約締結の協議に係る相手方の優先順位を決定し、順位の最も高い1者を受託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 予定日

令和2年2月20日（木）

（予備日 令和2年2月21日（金））

イ 場所

京都市保健福祉局 局会議室（予定）

出席時間、場所等については、提案者に別途通知する。

ウ 方法

- ・ 説明30分以内、質疑応答20分程度
- ・ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

(3) 評価項目

ア 方針及び基本的な考え方

イ 実施内容

ウ 個人情報保護

エ 業務実績

オ 独自提案

カ 費用見積額

(4) 選定結果の通知

選定結果については、評価後、令和2年2月28日以降に提案者全員に書面により通知する。

8 契約手続

受託候補者の提案に基づき、業務の計画に応じて、受託候補者と協議のうえで本市が契約用仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

受託候補者が本市の作成した契約用仕様書に合意できない場合は、審査の結果、次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約するものとし、その者とも合意に達しない場合は、審査の結果の順位に従って協議を行う。

9 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 今回の募集については、令和2年度事業の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することもある。(予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払の責を負わない。)

<スケジュール (案) >

令和2年	1月10日(金)	募集開始
	1月17日(金)	質問締切り
	1月24日(金)	質問回答
	1月31日(金)	申請締切り
	2月14日(金)	企画書提出締切り
	2月20日(木)	プレゼンテーション
	2月21日(金)	プレゼンテーション予備日
	2月28日(金)	結果通知
	4月1日(水)	事業開始

【問い合わせ先】

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課 (担当 戸川・福嶋)
〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500-1
中信御池ビル 3階
電話：(075)251-1175 FAX(075)256-4652
e-mail:chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp